

長崎外国語大学学友会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は長崎外国語大学学友会と称し、本部を本学キャンパス内に置く。
- 第2条 本会はキリスト教教育の精神に基づき、学生の自主的で責任ある学園活動を支持し、学内生活の向上と明朗で秩序ある健全な学生生活の発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は長崎外国語大学の学生及び教職員によって構成する。
- 2 本会は学生及び教職員と学院並びに学生間の相互協力、連携により運営する。

第2章 組織

第4条 本会に最高議決機関として総会を置き、そのもとに、次の委員会を組織する。委員会の運営は長崎外国語大学の学生および教職員が行う。

- (1) 執行委員会
- (2) 課外活動団体代表者委員会
- (3) 会計監査委員会
- (4) 選挙管理委員会

2 前項による他、総会での承認により学校行事に関する実行委員会を組織することができる。

第5条 各委員会に次のとおり顧問を置く。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 総会 | 学生支援部長 |
| (2) 執行委員会 | 学生支援部長 |
| (3) その他委員会 | 学生支援部長 |

第3章 総会

第6条 総会は、本会の構成員全員をもって組織し、次の場合に招集する。

- (1) 定例総会（毎年6月頃）
- (2) 執行委員長、総会顧問が必要と認めたとき。
- (3) 全会員の5分の1が署名をもって要求したとき。

第7条 総会は休学中および留学中の学生を除く全会員の2分の1の出席をもって成立する。ただし、委任状はこれを認める。総会における議決は、出席数の過半数をもって成立する。賛否同数のときは、議長団がこれを決する。

- 2 委任状には、学籍番号、氏名、学科、日付がなければならない。
- 3 総会が定足数に達せず、出席者数（委任状を含む。）が会員総数の4分の1以上2分の1未満の場合は、議決事項を総会の日から1週間全会員に提示し、異議の申立てがない場合は、総会での議決とすることができる。
- 4 前項における異議の申立ては、全会員の10分の1の署名をもって総会の日から1週間以内に議長団に提出しなければならない。
- 5 議長団は、前項の異議の申立てがあった場合は、異議の申立ての日から3週間以内に総会を開催しなければならない。

第8条 総会の議長及び副議長は、その都度執行委員会の中から各1名を選出する。

第9条 総会は、次の事項を審議し、最終決定する。

- (1) 予算及び決算の承認

- (2) 執行委員会役員承認
- (3) その他の重要事項

第4章 執行委員会

第10条 執行委員会は本会を代表してその会務を掌る。

第11条 執行委員会は次の役員をもって構成し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 執行副委員長 1名
- (3) 執行委員
- (4) 会計 1名
- (5) 書記 1名

2 前項第3号の執行委員は、執行委員長及び執行副委員長が必要と認める人数を委員とする。

第12条 執行委員会は長崎外国語大学の学生自治にかかわる活動及び学園祭など学生同士の融和を図り、充実した学園生活を送るための活動の中心機関である。学園行事の運営においては、執行委員会は各学園行事に実行委員会を発足させ、相互に連絡し、協議するものとする。

第5章 課外活動団体代表者委員会

第13条 長崎外国語大学の課外活動団体は、それぞれ代表者、会計を置き、当該年度の活動計画を作成し、学生支援課への届け出を行う。課外活動団体代表者(委員)は、課外活動団体代表者会議を開き、執行委員会との連携により、学園行事の運営に協力する。

第6章 会計監査委員会

第14条 会計監査委員は、本学の教員からなる学生支援委員会委員とする。

第15条 会計監査委員は本会全体の会計事務について、予算の収支状況及び財産の管理状況を監査し、会計事務の正常な運営を図る。

第16条 会計監査委員は6ヶ月に1回監査を行い、その結果を執行委員会に報告し、定例総会において再度報告しなければならない。

第7章 選挙管理委員会

第17条 選挙管理委員会は、執行委員会の執行委員長、執行副委員長、会計、書記のいずれかの役職において、総会の1ヶ月前までに立候補者が2名以上あった場合、設置する。

第18条 選挙管理委員会は本会の選挙に関する一切の管理にあたる。

第19条 選挙管理委員の定員は12名とし、各学科、各専修から幅広く選出するものとする。

2 選挙管理委員長は、委員の互選により決定する。

第8章 学生会員の権利と義務

第20条 本学の学生は、長崎外国語大学学友会に加入するものとし、次の権利と義務を有する。

- (1) 本会全ての活動に参加し、活動による全ての利益を受ける権利を有する。
- (2) 本会の運営について自由に意見を述べ、報告を受ける権利を有する。
- (3) 所定の役員選挙権と被選挙権を有する。
- (4) 本会の会費を納入する義務及び決算報告を受ける権利を有する。

(5) 会則を守り、また議決事項その他、本会の秩序を守る義務を有する。

(6) その他、本会の健全な発展のために協力する義務を有する。

第9章 会計

第21条 本会の会計は執行委員会の会計が統括して管理する。

第22条 課外活動団体・委員会等の機関においては、各機関の会計がその機関の会計の管理を行うものとする。

2 会計は現金出納簿、財産目録及び領収書添付簿を添えて、金銭の出納を明瞭にし、執行委員会に報告する。

3 会計は会計監査委員から提示又は提出の要求があったときは、これを提示又は提出しなければならない。

第23条 本会の経費は、会費、臨時会費、寄付金及びその他の収入で支弁する。それらは、経理課が、執行委員会会計に代わって徴収及び保管事務を行う。

第24条 本会の予算は各委員会・課外活動団体等において立案された予算案を執行委員会に提出し、これを執行委員会において調査の上予算案を作成し総会の承認を得るものとする。

第25条 本会の会計年度は、4月1日より3月末日までとする。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、執行委員会の意見を聴き、教授会の議を経て学長が決定する。

附則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成25年5月15日から施行する。